

山口市道路台帳管理システム再構築及びデータ保守運用 業務仕様書

令和 6 年 7 月

山口市都市整備部道路管理課

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、山口市（以下「発注者」という。）における山口市道路台帳管理システム再構築業務及びデータ保守運用業務（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

(業務概要)

第2条 本業務の概要は下記のとおりとする。

- (1) 道路台帳管理システム再構築業務
- (2) 道路台帳管理システム保守運用業務
 - ① 道路台帳管理システム保守業務
 - ② 道路台帳管理システムデータ更新業務
 - ③ 道路台帳附図及び道路台帳調書データの精緻化業務

(目的)

第3条 発注者における解決すべき課題である道路台帳調書と道路台帳附図の不一致を解消し、市民や地域に対して安心して公開できる信頼のおける道路台帳の構築を目指すもので、併せて道路台帳更新の効率化と自治体DXの推進に貢献できる道路台帳データの維持更新を推進するために、現行の道路台帳管理システムに替えて、発注者の使用実態に則した道路台帳管理システムを新たに構築するものである。

(システム稼働)

第4条 道路台帳管理システムは令和7年3月31日までに本稼働するものとし、本稼働前に仮稼働期間を設けることとする。

- 2 仮稼働期間と稼働の日は、発注者と受注者が協議して決定するものとする。
- 3 運用期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

(準拠する関係法令・技術基準等)

第5条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、以下の関係法令、規則及び規程等に準拠して実施するものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (3) 道路法（昭和27年法律第180号）
- (4) 道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）
- (5) 地方交付税法（昭和25年法律第211号）
- (6) 普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号）
- (7) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (8) 山口市公共測量作業規程（平成17年10月1日訓令第20号）
- (9) 地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）
- (10) 空間情報活用推進基本計画（令和4年第4期閣議決定）
- (11) 山口市財務規則（平成17年10月1日規則第44号）
- (12) 山口市個人情報保護法施行条例（令和4年12月19日条例第43号）
- (13) その他関係法令

(配置技術者)

第6条 受注者は、本業務を実施するにあたり道路台帳管理システムの構築、運用並びに道路管理事務に精通し、以下の要件を満たす技術者を配置するものとする。

(1) 管理技術者

測量士または応用情報技術者の資格を有する。

(2) 照査技術者

空間情報総括監理技術者の資格を有する。

(3) 担当技術者

道路管理行政全般にわたる事務課題の解決を支援する知見・経験を有する。

(作業計画書)

第7条 受注者は、契約締結後遅延なく実施計画を立案し、下記に掲げる書類を発注者に提出し、承認を受けるものとする。

(1) 業務実施計画書

(2) 業務着手届

(3) 工程表

(4) 技術者届

(5) 各種資格表、認定証の写し

(6) その他発注者の指定する書類

(業務打合せ)

第8条 業務打合せは、初回及び納品時の2回とし、その他工程の進捗に合わせて1～2か月毎に随時打合せ（リモート会議可）を行うものとする。なお、受注者は、打合せ協議記録簿を作成し、発注者と受注者で保管するものとする。

(資料貸与及び取扱い)

第9条 本業務に使用する以下の資料は、発注者が受注者に一定期間貸与するものとする。

(1) 認定路線網図データ

(2) 道路台帳現況図データ

(3) 道路台帳附図データ

(4) 道路台帳調書データ

(5) 空中写真オルソ画像データ

(6) 都市計画基本図データ

(7) 地番図データ

(8) 家屋図データ

(9) その他本業務に必要と認めるデータ

2 市道認定数量は以下の通り（令和6年4月時点）

(1) 市道認定総延長 1,567,085m

(2) 市道認定実延長 1,504,015m

(3) 市道認定路線数 2,362 路線

(4) 道路台帳附図（図郭） 1,232 面

(5) 橋梁 1,345 箇所

(6) トンネル 5 箇所

(7) 踏切 102 箇所

3 貸与資料について受注者は、破損、紛失等の事故のないように適切な管理をし、業務終了後すみやかに返却しなければならない。なお電子データについては発注者の指示により業務終了後適切に消去するものとする。

4 業務に使用する貸与資料については、発注者が業務で利用している機密性のある資料の貸与も考えられるため、資料収受については LGWAN-ASP 等による安全性の高いデータ授受を行うものとする。

- 5 受注者は、貸与された各種データファイルが受注者の環境で正常に閲覧できるかの検証を行い、不備がある場合には発注者へ報告の上、発注者との協議により正常に稼働するよう調整を行い、適切に対応するものとする。

(守秘義務)

第10条 受注者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また秘密以外の情報についても発注者の承諾なしに他へ漏らし、目的外に使用してはならない。

(再委託の禁止)

第11条 受注者は、本業務の全部又は一部を第三者へ委託、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承認を得たときはこの限りではない。

- 2 受注者は、前項ただし書きの規定により、あらかじめ発注者の承認を受けるときは、第三者との契約書等に個人情報の保護に関する規定を明記し、発注者にその契約書等の写しを提出するものとする。

(情報資産等の取扱い)

第12条 受注者は、本業務を処理するために情報資産を取り扱う場合、以下の資格を有する事を条件とし、万全の注意を持って個人情報等の情報資産管理と品質管理の徹底を図るものとする。

- (1) ISO9001 (品質マネジメントシステム)
- (2) ISO27001 (情報セキュリティマネジメントシステム)
- (3) ISO27017 (クラウドサービスセキュリティ)
- (4) ISO55001 (アセットマネジメントシステム)
- (5) JISQ15001 (プライバシーマーク)

(損害賠償)

第13条 本業務中に生じた諸事故等について、その一切の責任は受注者が負うものとし、受注者は諸事故等の内容を速やかに発注者に報告するものとする。

(成果品の帰属)

第14条 本業務で得られた成果は発注者に帰属し、受注者は発注者の許可なく第三者に公表及び貸与してはならない。但し、受注者又は他の著作物に関する著作権についてはこの限りではない。

(検査及び引き渡し)

第15条 受注者は、本業務を完了したときは、発注者に対し業務完了の報告をし、発注者の検査を受けるものとする。

- 2 発注者は成果品を検査し、補正等の指摘があった場合、受注者は速やかに成果品の補正等を行い、発注者の再検査を受けるものとする。
- 3 受注者は、第1項又は前項の検査に合格したときは、直ちに成果品を発注者に引き渡さなければならない。
- 4 成果品の納入後においても、内容に誤りや不備不良な点等の瑕疵が発見された場合は、受託者の責任において速やかに補足・訂正しなければならない。
- 5 前項の瑕疵責任の期間は、発注者の検査完了または成果品の納入の翌日から1年間とする。

(疑義)

第16条 本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行しなければならないものとする。

(契約期間)

第17条 本業務の契約期間は、以下の通りとする。

(1) 道路台帳管理システム再構築業務

契約締結日から令和7年3月31日

(2) 道路台帳管理システム保守運用業務

令和7年4月1日から令和12年3月31日

(納入場所)

第18条 本業務の成果品の納入場所は、山口市都市整備部道路管理課とする。

第2章 道路台帳管理システムの構築

(基本要件)

第19条 本業務で構築する道路台帳管理システム（以下「システム」という。）は、以下の基本要件を満たすものとする。

- (1) 別紙「システム機能要件表」（様式第8号）記載の要件を満たし、受注者が調達を行うものとする。また、複数の担当者が自席や窓口端末等で容易に確認できるものであることとする。
- (2) 道路台帳記載内容の加除修正は、一部の担当者だけに管理・変更権限を限定すること。
- (3) 管理者及び使用者は、山口市役所道路管理課、各総合支所の道路関係部署に所属する全職員とする。（管理者7名 使用者 27名を想定（R6.4.1現在））
- (4) 閲覧者は山口市役所に所属する全ての職員とし、第21条に示す事項が自席で容易に確認できるものであることとする。
- (5) 道路台帳調書の各データ、道路台帳附図の各地物レイヤに関しては、常に汎用的でオープンなファイル形式（csv等）により出力が可能であること。なお、これらの出力については、データを正しく解釈するための属性項目定義書等を提示するものとする。
- (6) システムは、国の機関や地方公共団体を含む、多くの利用実績のあるものを使用するものとする。
- (7) システムは「クラウド（LGWAN-ASP）型」または、「オンプレミス型」のいずれかとする。
- (8) すべてのパッケージ及び機能についてのサポートを5年間提供するものとし、その間にクライアントPCのOSやWebブラウザが最新バージョンに更新された場合や、クライアントPCの入れ替えが発生した場合においても、追加費用や利用停止期間が発生することなく利用が可能であること。
- (9) システム構築に係る一切の費用（サーバ導入費、ネットワーク構築費等を含む）は受注者が負担すること。
- (10) 別途運用中の統合型GISとのデータ連携を図るものとし、更新データを遅滞なく受け渡しが可能となるように調整を行うこと。
- (11) システムへの最大同時接続数は5台以上とする。
- (12) システムへのアクセスが集中した場合においても遅滞なく動作すること。
- (13) 上記各項の環境を整備するために、受注者において別途運用中の統合型GIS等の既存システムの利活用を妨げるものではない。

(利用環境)

第20条 システムの利用は下記の環境を予定しており、この利用環境において円滑かつ安定的に動作すること。

- (1) CPU：Intel Core i5-1235U（最大周波数 Pコア 2:4.40GHz Eコア 8:3.30GHz）
- (2) メモリ：16GB
- (3) ディスプレイサイズ：13.3型 1920×1080
- (4) インターネットブラウザソフト：Microsoft Edge 又は Google Chrome
- (5) 庁内 LGWAN ネットワーク（本庁舎：100Mbps 程度）

(閲覧管理)

第21条 システムで閲覧できる情報要素は以下のとおりとする。ただし、データ作成については本業務では実施しないものとし、道路認定路線網図、道路台帳現況図、道路台帳附図について既存のデータを利用しセットアップするものとする。

- (1) 認定路線網図
- (2) 道路台帳現況図

(3) 道路台帳附図

(データセンタ要件)【クラウド (LGWAN-ASP) 型の場合】

第22条 受注者はクラウド (LGWAN-ASP) 型でシステムを構築する場合、以下の要件を満たすデータセンタを利用すること。

(1) 立地要件

データセンタは日本国内に立地し、日本国の法律が適用できること。

(2) 建物要件

- ① 免震または耐震で、震度 6 程度の地震では躯体主要部に損傷がない構造であること。
- ② 建築基準法に規定する耐火性能を満たしていること。

(3) 電源設備

- ① 電源は、電力会社から複数系統で受電していること。
- ② 受電・電源設備は二重化されていること。
- ③ システム停止を伴うことなく受変電設備の法定点検や工事などを実施できること。
- ④ 自家発電装置など電源のバックアップ装置を有すること。
- ⑤ 停電時システムを安全に停止するまでの時間サーバが稼働できる容量を有する UPS を設置すること。
- ⑥ 空調設備は 24 時間 365 日連続して稼働可能であること。

(4) 防火設備

- ① サーバ室は、水を使用しない消火設備を設置していること。
- ② サーバ室に煙感知装置を設置するなど、火災の早期発見が可能なこと。
- ③ 通信設備ビル基準に基づき、避雷針機能を設置していること。

(5) セキュリティ対策

- ① データセンタの入退室管理は、常駐する警備員、またはセキュリティ管理システムなどにより 24 時間 365 日実施されていること。無権限者が立ち入りできない設備を有すること。
- ② サーバ室への入退室を識別できるセキュリティ機能により、許可された者のみ入退室できること。
- ③ サーバ室への入退者の記録媒体の持込み持出しを確認できること。
- ④ データセンタに保守要員が 24 時間 365 日常駐していること。
- ⑤ 外部からの不正なアクセスを 24 時間 365 日監視していること。
- ⑥ セキュリティパッチ適用などのセキュリティホール対策を常時実施していること。

(6) 運用要件

- ① システムを運用する機器は 24 時間 365 日連続運用し、機器は二重化するものとする。機器メンテナンスやセキュリティパッチ適用などシステム設定変更中であっても、サービスを停止しないで運用できること。
- ② 障害発生時迅速に復旧できるよう、システムで公開するデータは日次及び月次にてバックアップを実施すること。またバックアップは複数世代保管すること。
- ③ サービス稼働率は年間平均 99.9%以上を確保すること。

(7) 通信回線

データセンタの通信回線については、マルチキャリアに対応するものとし、障害時に備えバックアップ回線を用意すること。

(8) 障害対応要件

障害が発生した場合、サービス停止時間を最小とするよう、休日・深夜問わず、即座に復旧体制を構築できること。

(9) 立ち入り要件

発注者の求めに応じデータセンタの運用状況を確認するため、データセンタに立ち入り調査

できること。その場合、システムの運用に関する部分のみ確認を行うものとする。

(ハードウェア要件)【オンプレミス型の場合】

第23条 受注者はオンプレミス型でシステムを構築する場合、以下の要件を満たすこと。

- (1) 各サーバ機器等は、信頼性及び安定性が高く、導入したシステムを安定稼働するために必要な性能を備えた機器であること。また、24 時間 365 日の稼働を前提とした機器であること。
- (2) 全ての機器及びソフトウェア（OS、ミドルウェア含む）は導入した日から 5 年間の保証及びメーカーサポートが受けられること。
- (3) 各サーバ機器等はラックマウント型とし、受注者の責任で設置まで行うものとする。
- (4) 無停電電源装置（UPS）を備えること。なお、停電時に 5 分以上必要電力が供給可能な機器であること。
- (5) 直近 3 日間のデータバックアップが可能なバックアップ装置を備えること。
- (6) 運用期間中にハードウェア設置場所の移転が必要となった場合においても、追加の費用が発生することなく受注者の責任で移転作業を実施すること。なお、作業スケジュール等は受発注者と協議の上、調整する。

(道路台帳調書の移行)

第24条 受注者は、貸与資料を用いて導入する道路台帳管理システムに搭載する。

- 2 道路台帳調書データは受注者が提供する道路台帳調書データ（令和 5 年度末時点）について、システムへ搭載する。なお、システム搭載した調書について、令和 5 年度末時点での道路台帳調書との整合性を確認すること。不一致が発生する場合はその原因を究明するとともに、計算数値が一致するよう適切な修正を行うこと。

(システムセットアップ)

第25条 受注者はシステムに、空中写真オルソ画像データ、都市計画基本図データ、地番図データ等の背景地図と、認定路線網図データ、道路台帳現況図データ、道路台帳附図データ、道路台帳調書データ等の道路台帳データを適切な表示方法によりセットアップするものとする。

- 2 前項の表示方法については、山口市公共測量作業規程公共測量図式数値地形図データ取得分類及び末尾の道路台帳構造化図式分類に準じるものとする。

(操作研修・マニュアル作成)

第26条 受注者は、発注者と協議の上、原則としてシステムの仮稼働期間内に、下記の操作研修を行うものとする。

- (1) 管理者向け研修…管理マニュアルにより本システム管理について説明
- (2) 閲覧者向け研修…操作マニュアルにより本システム閲覧機能について説明
- 2 操作研修にあたっては管理・操作マニュアル PDF ファイルで作成するものとする。
- 3 研修会場その他の環境は、発注者が準備する。

(成果品)

第27条 道路台帳管理システム再構築業務における成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|----------------------|-----|
| (1) 道路台帳等管理システム | 1 式 |
| (2) 管理マニュアル（PDF データ） | 1 式 |
| (3) 操作マニュアル（PDF データ） | 1 式 |
| (4) 作業報告書 | 1 式 |
| (5) その他発注者が必要と認めるもの | 1 式 |

第3章 道路台帳管理システム保守運用業務（システム保守）

（道路台帳管理システム保守）

第28条 本システムの保守対応については、以下のとおりとする。

- (1) システム稼働時間は原則 24 時間 365 日とする。
- (2) メンテナンスに伴うシステムの計画停止は、発注者と協議の上、決定する。
- (3) 稼働後の操作方法やシステム運用などに関する技術的問い合わせに対応すること。対応時間は、年末年始や土・日曜日、祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。
- (4) 障害の対応について、発注者と調整のうえ速やかにシステム及びデータの復旧作業を行うこと。受注者は原因究明の上、発注者へ対応報告を行い、再発防止策を講じること。
- (5) 発注者と協議の上、運用期間内の各年度の早い時期に異動対象者を対象とした研修を行うこと。
- (6) クラウド型でシステムを構築する場合、発注者と受注者で協議の上、SLA（サービスレベルアグリーメント）を定めるものとし、受注者はそのサービス提供水準の達成に努めるものとする。SLA の未達事項が生じた場合には、受注者は状況・原因・改善策を報告書として取りまとめ、対応するとともに速やかに発注者へ報告するものとする。

第4章 道路台帳管理システム保守運用業務（データ更新）

（要旨）

第29条 受注者は発注者が管理する認定市道の異動について、道路台帳データの更新を行い、道路台帳管理システムに反映させること。

2 更新にあたっては、第 5 章の要旨と同様に、附図と調書数値との整合を図ること。

（想定数量）

第30条 道路台帳データ更新の各年度の作業数量は以下の通りである。

- | | |
|--------------------|--------|
| (1) 新規認定、区間変更 | 2.5 km |
| (2) 片側改良 | 4.0 km |
| (3) 舗装改良や再認定等簡易な修正 | 0.5 km |

2 数量は想定であり、作業対象、作業数量等の詳細については受発注者協議の上決定する。

（構造化）

第31条 道路台帳調書並びに台帳附図の数値を一致させるものとし、構造化した道路区間データにより道路台帳調書を作成するものとする。

（台帳更新）

第32条 道路区間データの台帳要素は以下とする。

- (1) 路線番号
- (2) 区間番号
- (3) 区間切り線
- (4) 道路（車道部、歩道、分離帯、側溝）幅員
- (5) 側溝種別、幅員
- (6) 縦断勾配
- (7) 曲率半径
- (8) 区域線（確定箇所のみ）
- (9) 橋梁旗揚げ（橋梁、踏切、立体交差）

- (10) 踏切旗揚げ、立体交差旗揚げ
- (11) トンネル旗揚げ
- (12) 起終点記号
- (13) 交通不能区間
- (14) その他必要な事項

(附図更新)

第33条 本業務の作成にあたっては、以下の点に留意して行うものとする。

- (1) 道路現況図は山口市公共測量作業規程公共測量図式数値地形図データ取得分類（レベル1000）の分類コードにて作成する。
- (2) 道路台帳附図は、添付の【道路台帳構造化図式分類】の分類を基本とし作成する。
- (3) 実延長や道路面積の異動に関して、必要な手続き（区域変更、供用開始等）を整理し、路線図等の資料を作成する。
- (4) 新規認定、改良箇所については、40mピッチで横断測量を実施し、横断図データを作成する。
- (5) 道路台帳附図及び調書データは以下のファイル形式とする。
 - ① 道路現況図データ・・・DM、shape 等
 - ② 道路区間データ・・・shape 等
 - ③ 道路網図データ・・・shape 等
 - ④ 横断図データ・・・shape 等
 - ⑤ 道路台帳更新調書データ・・・CSV 等

(測量)

第34条 本業務は、現地観測及び空中写真測量等の手法を用いて、レベル1000の現況図を作成するものとする。

(成果品)

第35条 道路台帳データ更新の成果品は以下の通りとする。（(第6章の精緻化に伴う成果の増減も含む）

- (1) 道路台帳管理システム修正データ
- (2) 道路台帳調書
 - ① 道路法関係 (PDF 形式) 1 式
 - ② 総務省関係（製本及び PDF 形式） 6 冊
 - ③ 国交省関係（Excel 形式） 1 式
 - ④ 管理用関係（PDF 形式） 1 式
- (3) その他発注者が必要と認めるもの 1 式

(調書集計処理)

第36条 作成した調書データを用いて、調書集計処理を行うこと。なお、集計数値が道路台帳補正内容と合致しない場合は、原因究明を行いシステム処理に起因する場合は、受注者の責任にて正常な数値が集計されるようシステム改良を行うものとする。また、更新用調書データファイルに起因するものはエラーが無くなるまで、修正を行うものとする。

(道路台帳管理システムデータ更新)

第37条 前条までに作成した各種データファイルを道路台帳管理システムに登録し、データ更新作業を行うこと。

第5章 道路台帳管理システム保守運用業務（データの精緻化）

（要旨）

第38条 本市では平成 17 年若しくは 20 年の 5 市町の合併を受け、平成 20 年度に旧市町で紙管理されていた道路台帳調書を電子化し、道路台帳付図は図式を統一し一元化を行った。旧来より電子化されていた旧山口市、小郡町はデータ変換により、紙管理されていた阿知須町、秋穂町、徳地町、阿東町はパンチ入力により調書を電子化し帳票等の調製を行った。一方で、旧市町の道路台帳に内在していた道路台帳調書と道路台帳付図の不整合については、現在までの更新においても解決には至っておらず、窓口での幅員等の確認事務や、交付税検査の説明に難儀している。

台帳調書に示す幅員寸法と、台帳附図に示す幅員寸法を一致させ、庁内及び庁外へ正確な道路情報を発信できる環境を整える。

作業手法は下記を想定しているが、より精度向上や効率化に資する提案がある場合は提示すること。

（作業対象）

第39条 道路台帳附図及び道路台帳調書データの精緻化を行う全作業対象は第 9 条記載の通りであるが、当該年度の実施数量については、予算の範囲内において、受託者の提案に基づき発注者が決めるものとする。

（作業手法）

第40条 道路台帳附図と道路台帳調書の数値の照合を行うこと。

2. 照合した結果をもとに、新旧調書データ比較報告書を作成し、受発注者協議の上、必要と認められた路線の道路台帳附図データ並びに調書データの修正を行うこと。

3 精緻化を実施した年度内のデータ更新業務において、新設・改良路線と併せて報告するものとする。

（構造化）

第41条 精緻化した、路線区間ごとに車道、歩道等の分類を行う（構造化する）ものとする。

（成果品）

第42条 道路台帳データの精緻化の成果品は以下の通りとする。

新旧調書データ比較報告書	1 部
--------------	-----

第6章 その他

（業務支援）

第43条 道路台帳管理システム保守運營業務内において、発注者の求めに応じ、道路管理業務全般に係る、適切なアドバイスや告示事務に必用な書類並びに各種調査物の資料作成も含めたサポートを行うものとする。

2 実施にあたっては、担当技術者が直接に対応するものとする。

【道路台帳構造化図式分類（案）】

名 称	地図情報レベル	図 式	デ ー タ タイ プ				線 号	適 用	
	1000		取得方法	デ ー タ	レ コ ー ド	方 向			
幅員数値	○		幅員数値を取得 文字高を1.2で設定 半角入力		注記	E7	有	3	該当する箇所の幅員数値を表示する。
側溝種別・幅員	○		側溝の幅員を取得 文字高を1.2で設定 半角入力		注記	E7	有	3	側溝の種別とその幅員数値を表示する。
幅員引き出し線	○				線	E2	有	2	幅員数値を引き出して表示する際に使用する引き出し線。
高級アスファルト舗装	○		舗装の種別を入力		注記	E7	有	3	高級アスファルトで舗装されているもの。
簡易アスファルト舗装	○		舗装の種別を入力		注記	E7	有	3	簡易アスファルトで舗装されているもの。
コンクリート舗装	○		舗装の種別を入力		注記	E7	有	3	コンクリートで舗装されているもの。
未舗装	○		舗装の種別を入力		注記	E7	有	3	砂利道等であり、舗装されていないもの。
舗装（その他）	○				注記	E7	有	3	インタロッキング・カラー舗装。
ガードレール	○		防護柵の種別を入力		注記	E7	有	3	防護柵のガードレール。
ガードパイプ	○				注記	E7	有	3	防護柵のガードパイプ。
舗装種別引き出し線	○				線	E2		3	舗装種別が道路内に記載出来ない箇所に使用。
舗装界	○		舗装界を入力		線	E2		3	舗装種別が異なる場合に表示する境界線。
橋梁（構造物）引き出し線	○				線	E2		2	橋梁等構造物の名称や規格を表示する際に使用する引き出し線。
橋梁名（構造物名）ほか	○		文字高を2.0mmで設定する（全角入力） 構造物名称と種別は分ける LWは1つで入力し全角入力する		注記	E7		3	橋梁等構造物の名称やその規格。

名 称	地図情報レベル	図 式	デ ー タ タ イ プ				線 号	通 用
	1000		取得方法	データ	レコード	方向		
区割り線	○		区切り位置の界線を入力 	線	E2		6	路線の起点、終点や幅員変化箇所、横断要素変化箇所に表示する区切り線。
区割り番号	○		文字高を2.0mmで設定する 半角入力	注記	E7	有	5	該当する路線における区間番号。
区域線	○			線	E2		3	
歩道区域	○		歩道部の界線を入力 	面	E1		6	歩道部区域を明示するために表示する区域線。
中央帯区域	○		中央分離帯部の界線を入力 	面	E1		6	中央分離帯区域を明示するために表示する区域線。
道路区間（道路数）	○			面	E1		6	路線の起点、終点や幅員変化箇所、横断要素変化箇所に表示する区切り線間の区域を表わす線。
路線番号	○		文字高を3.5mmで設定する。 全角で入力する。	注記	E7		5	該当路線の路線番号。
起点記号	○			方向	E6	有	3	対象路線の起点に表示する記号。
終点記号	○			方向	E6	有	3	対象路線の終点に表示する記号。
勾配方向線	○			線	E2	有	2	該当する路線勾配が示す範囲を示す線。
勾配数値	○		文字高を1.5mmで設定する 半角入力	注記	E7	有	3	該当する区間の勾配数値。 水準測量による標高値、図化測定標高値により勾配計算を行い、8%以上となる個所にその範囲及び勾配を記入する。
曲線半径引き出し線	○			線	E2		2	曲率半径を引き出して表示する際に使用する引出線。 曲線半径 3 0 m未満となる個所について半径を表示する。
曲線半径数値	○		文字高を1.5mmで設定する 半角入力	注記	E7	有	3	該当する区間の曲率半径。